

規制改革実施計画に基づく決定事項の実行の方針に関する

規制改革推進会議によるレビューの進め方

- 1 . 事前レビューの対象については別紙のとおりとする。
- 2 . 本会議、部会又はWG は、関係省庁から、実行する内容の案とその時期について報告を受け、必要に応じ実施計画の趣旨に合致する方針となるよう改善を求める。
- 3 . 関係省庁に対しては、決定事項の実行に先立って事前レビューを行うことができるよう協力を要請する。
- 4 . 関係省庁からの報告については、審議の状況に応じ事務局が報告を受ける方法によることができるものとする。
- 5 . 別紙の案件以外についても必要が生じれば事前レビューを行うこととする。